

平成 25 年 1 月 11 日

高校教育課・義務教育課・スポーツ保健課

大阪市における体罰事案に伴う本県の対応について

今般、大阪市の市立高校の部活動における体罰に関連した自殺事案が発生したことを重く受け止め、本県において体罰防止について再確認し、対策の充実を図る。

1 本県での体罰に伴う教員の処分案件

平成 23 年度 1 件（中学校）

平成 22 年度 0 件

平成 21 年度 1 件（高校）

2 これまでの体罰防止のための対策

（1）生徒等からの情報の把握

①福井県「24時間電話相談」の受付

・・・相談件数 約 1,300 件（うち体罰関係はなし）

②「子どもの人権 S O S ミニレター」（法務省）の送付

・・・送付件数 156 通（うち体罰関係はなし）

③教育相談週間や各学期末におけるクラス担任と児童生徒の面談

（2）教員への体罰防止活動

①事例等を用いた校内研修の実施

②校内部活動顧問会議における体罰禁止の確認

③副顧問や活動場所が隣接する部活動顧問による相互チェック

④校長による教員との面談での聴取

3 今後の対応

①小中学校を対象とした「不登校対策研修会」（1月 16 日開催）および「県立学校教頭研修会」（日程調整中）において体罰防止策の周知徹底を図る。

②各学校において校長・教頭等が部活動顧問および各部主将等の生徒代表から気がかりな事案等に関する意見聴取を行う（1月中）。

③部活動指導者等を対象とした体罰防止研修会の開催

④「24時間電話相談」および「子どもの人権 S O S ミニレター」の活用の再周知

⑤県 P T A 連合会との意見交換